

天平勝宝 7 年の菱刈郡建郡について

竹 森 友 子

はじめに

天平勝宝 7 (755) 年、菱刈村^{ふろう}浮浪 930 余人の申請により菱刈郡が成立した⁽¹⁾。菱刈郡の建郡をめぐることは、中村明蔵・永山修一・本蔵久三・上村俊洋氏の論考がある⁽²⁾。そこで問題となっているのが、古代菱刈郡とその所属郷の比定地や、建郡の背景、浮浪人についてである。

古代菱刈郡とその所属郷の比定地に関しては平田信芳氏や上村氏の詳論があり⁽³⁾、筆者もその説に賛同する。よって本稿では、浮浪人や建郡の背景について考察をすすめたい。

1 古代菱刈郡とその所属郷について

(1) 大隅国の沿革

10 世紀前半成立の『倭名類聚抄』^{わみょうるいじゅうしょう}(以後『和名抄』と表記する)によると、菱刈郡は大隅国に属し、羽野・亡野(出野とする写本も存在する)・大水・菱刈の 4 郷からなっている。大隅国は和銅 6 (713) 年に日向国から肝坏・贈於・大隅・始羅の 4 郡を割いて成立した⁽⁴⁾。同じく奈良時代前半成立(平安時代以降の追記もある)の『律書残篇』^{りっしょざんぺん}では、大隅国は 5 郡となっている。『和名抄』^{こむ}では大隅国は菱刈・桑原・贈於・大隅・始羅・肝属・馭謨・熊毛郡の 8 郡で構成されている。馭謨・熊毛郡は一国に準じる存在であった多櫛嶋^{たのしま}所在の郡で、多櫛嶋を停止した天長元(824)年に大隅国に編入されたので、奈良時代前半に存在していた残る 1 郡は桑原郡であろう。桑原郡と菱刈郡は、編入ではなく 713 年に成立した大隅国の何れかの郡からの分立であろう。

『続日本紀』(以後『続紀』と略記する)和銅七(714)年三月壬寅条に「隼人昏荒野心、未_レ習_二憲法_一。因移_二豊前国民二百戸_一、令_二相勸導_一也。」とあり、大隅国成立の翌年に豊前国(現在の福岡県東部と大分県北部)からの移民がおこなわれたが、桑原郡には「大分・豊国・仲川(国用中津川三字)」など豊前や豊後と関係ありそうな郷名が存在する。和銅 7 年の移民は、桑原郡建郡の対策であった可能性が高い。『和名

抄』には桑原郡の下に「久波々良^{くははら}国府」と記載されており、国府所在郡であることがわかる。大隅国府は今の霧島市国分府中町と考えられている。また、『日本後紀』延暦二十三(804)年三月庚子条に「大隅国桑原郡蒲生駅」が登場しており、桑原郡は現在の霧島市国分や始良市の一部を含む地域であったことがわかる。

『和名抄』の郡名列記の順序は都に近い順だが、大宰府管内諸国では、大宰府に近い方から書かれる。すなわち大隅国の中で一番北に存在するのが、菱刈郡で、それに次ぐのが桑原郡ということになる。713 年成立の大隅国 4 郡のなかで、贈於郡以外は、郡域が大隅半島に比定されているので、菱刈郡・桑原郡は贈於郡からの分立であろう。

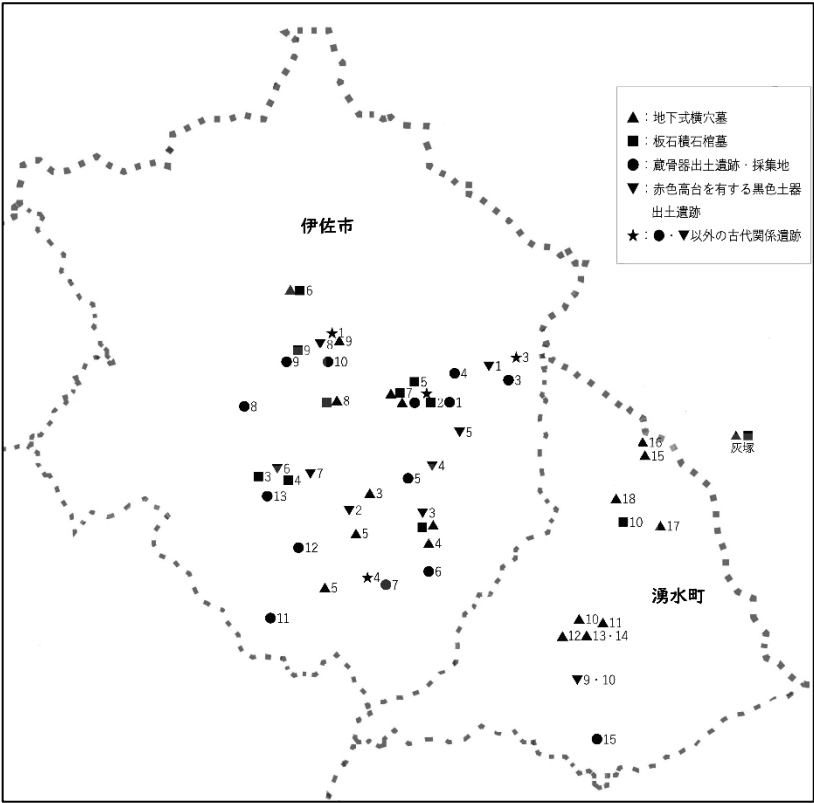
(2) 古代菱刈郡とその所属郷の比定地について

平田氏は人類集団の居住地を規制するものは山・河川・海だが、特に稲作民族である日本人の生活の拠りどころは河川であるとして、水系をもとに生活基盤を眺め、菱刈郡は川内川水系の吉松町・栗野町(現湧水町)や菱刈町・大口市(現伊佐市)であるとした⁽⁵⁾。上村氏は平田説を継承し、郷域を検討された。菱刈郷は中世に「菱刈両院」と呼ばれた太良院(本城・馬越・湯之尾・曾木)・牛屎院(牛山・入山・羽月・平泉・山野)。羽野郷は中世に「筒羽野」や「筒羽野村」として現れる地名から旧吉松町。大水郷は、『和名抄』の肥後国「大水郷」に「オオムツ」の訓がみえることから、「オオムツ」→「オオクチ」の大口説を紹介するとともに、大水郷を菱刈前目に比定する考察もあることから、菱刈郷・大水郷が旧菱刈町・大口市に所在したと考えられた⁽⁶⁾。

以下、本稿で菱刈郡(域)と記述する場合は、古代の菱刈郡域(現伊佐市・湧水町)である。

2 古代菱刈郡域所在の遺跡・遺物について

中村氏は、古代の菱刈郡域に特徴的な墓制である、地下式横穴墓や地下式板石積石室墓や蔵骨器、土馬・人形といった考古資料から、建郡以前と以後の菱刈



第1図 菱刈郡域の墓制

ならびに出土・採集遺物

※墓制に関しては古墳時代・古代、出土・採集遺物に関しては古代のものを対象とした。

	遺跡名	所在地		出土遺物	年代
1	前日灰塚	伊佐市菱刈前日	3基	鉄剣・蛇行剣・鉄鏃	5C前半～中葉
2	塞ノ神	伊佐市菱刈市山	1基	直刀(1)・鉄鏃(5)	
3	菱刈小学校	伊佐市菱刈前目		鉄刀・鉄剣・鉄鏃	
4	築地	伊佐市菱刈川北	1基		
5	前田	伊佐市菱刈荒田			
6	春村	伊佐市大口小木原	2基	剣・鉄鏃	5C中葉
7	瀬の上	伊佐市大口青木	11基	鉄刀・鉄剣・蛇行鉄剣・鉄鏃・土師器埴・刀子	5C後半～6C初頭
8	諏訪野	伊佐市大口里	6基	鉄鏃・鉄剣(槍)	5C中葉
9	成就寺	伊佐市大口里	2基	刀子・鉄鏃・剣・刀	
10	北方真中馬場	始良郡湧水町北方	1基	人骨(3)・剣(1)・鉄鏃(21)	5C代
11	堂ノ上	始良郡湧水町北方	6基+α		
12	原	始良郡湧水町北方			
13	北方	始良郡湧水町北方	2基	鉄剣・鉄鏃・骨鏃・鉄刀	5C末
14	池ノ川	始良郡湧水町北方		伝：人骨・直刀・鉄鏃	
15	馬場	始良郡湧水町鶴丸	8基+α	貝輪(イモガイ製)・刀子	
16	鶴丸	始良郡湧水町鶴丸	1基	伝：須恵器・土師器・鉄刀	
17	堂迫	始良郡湧水町川添	1基+α	鉄剣・刀・鉄鏃・鉄製杏葉	6C前半
18	堀之原	始良郡湧水町川西	10数基	伝：人骨・鉄刀・鉄剣・鉄鏃	

第1表 菱刈郡域の地下式横穴墓(▲)

	遺跡名	所在地		出土遺物	年代
1	前日灰塚	伊佐市菱刈前目	1基		
2	塞ノ神	伊佐市菱刈市山		鉄鏃	
3	大住	伊佐市大口羽月	34基	鉄鏃・鉋・周辺に薩摩式土器・高坏	
4	焼山	伊佐市大口羽月	90基以上	鉄鏃(多数)・剣	
5	平田	伊佐市大口青木	140基		5C前葉
6	春村	伊佐市大口小木原		須恵器・直刀・鉄鏃・金環・馬具	
7	瀬の上	伊佐市大口青木	2基	板状鉄製品・鉄鏃	
8	諏訪野	伊佐市大口里	多数	勾玉・切子玉(付近で採集)	
9	大田	伊佐市大口大田	多数	鉄鏃	
10	永山	始良郡湧水町川西	41基	土師器・銅鏡・鉄器	

第2表 菱刈郡域の石積石棺墓(■)

	遺跡名	所在地	出土遺物	年代
1	津栗野	伊佐市菱刈田中	須恵器壺(蔵骨器転用)、人形・馬形土製品	8C後半カ
2	塞ノ神	伊佐市菱刈下市山	須恵器壺(蔵骨器転用)、人形・馬形土製品	
3	岡野	伊佐市菱刈田中	土師器甕形壺、人形・馬形土製品、土版	9C
4	丸岡	伊佐市菱刈田中	土師器甕(蔵骨器転用)	9～10C中頃
5	大迫	伊佐市菱刈徳辺	蔵骨器(土師器甕)、小壺・坏、人形土製品	9～10C中頃
6	荒瀬	伊佐市菱刈本城	須恵器長頸壺(蔵骨器転用)、タカラガイ、銅製品	9C前半
7	小川添	伊佐市菱刈南浦	1号：蔵骨器(須恵器)	9C前半
7	小川添		2号：土師器の坏と壺の組み合わせの蔵骨器	9C前半～10世紀
8	白木	伊佐市大口羽月	蔵骨器(須恵器)	
9	鳥巢	伊佐市大口羽月	須恵器壺(蔵骨器転用)・焼骨	9C前半
10	原田	伊佐市大口原田	須恵器壺(蔵骨器転用)	9C前半～10C
11	山城原	伊佐市大口曾木	須恵器壺(蔵骨器転用)	10C以降
12	斧トキ	伊佐市大口曾木	1号：軽石製蔵骨器	9C以降
12	斧トキ		2号：須恵質蔵骨器	9C前半～10世紀
13	川西	伊佐市大口曾木	瓦質蔵骨器	10C以降
14	荻原	伊佐市大口曾木	須恵器壺(蔵骨器転用)	9C前半
15	木場佃	湧水町木場	須恵器・焼骨	

第3表 菱刈郡域の蔵骨器出土・採集地(●)

表1：註11文献『吉松町埋蔵文化財発掘調査報告書2馬場地式横穴墓群』(吉松町教育委員会, 1991年)

表2：『大口市郷土誌 上巻』(大口市郷土誌編さん委員会, 1981年)『伊佐市埋蔵文化財発掘調査報告書2諏訪野地下式土壇6号』(伊佐市教育委員会, 2014年)

表3：註14・20を参考に作成

	遺跡名	所在地	年代
1	萩畦	伊佐市菱刈田中	9C中頃 から 10C後半
2	大峰	伊佐市菱刈荒田	
3	北山	伊佐市菱刈前目	
4	山下	伊佐市菱刈徳辺	
5	野中	伊佐市菱刈田中	
6	下ノ原B	伊佐市大口下殿	
7	下鶴	伊佐市大口下殿	
8	里町	伊佐市大口里	
9	山崎B	湧水町米永	
10	山崎C	湧水町米永	

第4表 菱刈郡域の赤色高台を有する黒色土器
出土遺跡 (▼) 註17を参考に作成

	遺跡名	所在地	出土遺物	年代
1	神池	伊佐市大口里	誕生仏	7C後半
2	岡野古窯跡	伊佐市菱刈田中	須恵器	8C末～9C初頭
3	年ノ宮	伊佐市菱刈南浦	須恵器、内黒土師器	9～10C

第5表 菱刈郡域の古代資料 (●▼以外)
出土・採集地 (★)

註19・20・22を参考に作成

地域の文化や社会を検討され、建郡の背景や浮浪人について考察された⁽⁷⁾。本稿でも、考古資料を手掛かりに建郡の背景や浮浪人について考察していきたい。(図1・表1～5参照)

(1) 古墳時代の墓制について(表1・2参照)

まず地下式横穴墓や板石積石棺墓を検討する。

地下式横穴墓は肝属平野南端部の鹿屋市吾平町を南限とし、宮崎中部の高鍋町を北限とする。東は沿岸平野地域から、内陸部では都城・えびの・大口といった霧島北麓に沿った盆地地帯に展開し、西端は旧大口市である⁽⁸⁾。5世紀前半に出現し、7世紀に入ると急速に姿を消すが、宮崎平野部では7世紀中葉まで命脈を保ち続けている⁽⁹⁾。

菱刈郡域では30数基が確認されているが、大口盆地から川内川をさかのぼると、最大群集地帯である宮崎県えびの市にいたることから、えびの市周辺(加久藤盆地)からの強い影響のもとに、出現・展開したと考えられている⁽¹⁰⁾。出土遺物は、鉄製品が中心で副葬品を持たないものも多い。

板石積石棺墓は、川内川流域、出水・高尾野を含めた不知火海沿岸、人吉盆地、五島列島を中心とする西北九州沿岸に分布する。西北九州(五島列島方面)から北薩地方への伝播が考えられている⁽¹¹⁾。4

～6世紀の墓制で、地下式横穴墓より先行する⁽¹²⁾。

なお、この墓制は従来「地下式板石積石室墓」と称されていたが、「石棺墓の延長上にあり石室墓ではなく、上部で閉塞し「地下式」を称する理由は存在しない」という指摘があることから⁽¹³⁾、本稿では板石積石棺墓の名称を用いる。

(2) 古代の遺跡・遺物について(表3～5参照)

菱刈郡域に特徴的な考古資料である、蔵骨器、赤色高台を有する黒色土器などについて検討したい。

鹿児島県下では2005年時点で64の蔵骨器出土遺跡・採集地が報告されているが、そのうち17例が菱刈郡域から出土・採集したものである⁽¹⁴⁾。蔵骨器は火葬された骨を納めたものであるが、火葬の風習は仏教の流布とともに広まったと言われている⁽¹⁵⁾。

1～3(表3参照)からは土馬が出土しているが、筆者は以前鹿児島県内の土馬出土遺跡を検討し、古代官道との関係を推定した⁽¹⁶⁾。1～3が存在する伊佐市菱刈下市山や伊佐市菱刈田中は、大隅国府から薩摩国府を通らずに大水駅を経由して肥後に出る直結路(大隅国府から宮坂を経て十三塚原の台地を北上し、横川から栗野、菱刈を経て大口から肥後国の仁王駅へ。)のルートに近いのである。

赤色高台を有する黒色土器に関しては、黒川忠広氏の研究に詳しい⁽¹⁷⁾。赤色高台を有する黒色土器は県内25遺跡から出土しており、これらの資料は9世紀中頃から10世紀前半に収まるという。菱刈郡域の遺跡の多さから菱刈郡で生産され、そこを起点とした流通が存在した可能性を指摘されている。なお、里町遺跡(表4-8)からは、記銘をもつ越州窯青磁(8世紀末～9世紀中頃)や防長系の緑釉陶器、転用硯などが出土し、その背景として官衙の存在や古代官道の存在が考えられている⁽¹⁸⁾。

蔵骨器や赤色高台を有する黒色土器以外の古代の資料や遺跡としては、伊佐市大口里神池から発見された白鳳時代の誕生仏や、須恵器を生産した窯である岡野古窯跡群、9～10世紀の内黒土師器や須恵器が出土した年ノ宮遺跡⁽¹⁹⁾がある。

誕生仏は像高7.0cmで、昭和30年代に畑から見つかったものだが、詳細は不明である⁽²⁰⁾。また、仏像は制作年代から出土地に存在したとは限らないため⁽²¹⁾、古代から同地に存在したかはわからない。

岡野古窯跡は伊佐市菱刈田中岡野に所在し、林道工事中に発見され、4基(Ⅱ～Ⅴ)の窯跡が調査・確認された。Ⅲ号の焼成室からは、坏・碗・鉢・盤・壺・甕などの須恵器や台石が出土し、特徴から8世

紀末～9世紀初頭と考えられている。窯構造は熊本県の下り山5号窯跡に類例があり⁽²²⁾、製品の流通に関しては、里町遺跡出土の須恵器の最大で35%最小で10%程度が岡野窯産の可能性があるという⁽²³⁾。

古墳時代の菱刈郡域は、えびの市周辺（加久藤盆地）や北薩地方と交通が存在することがわかる。板石積石棺墓が地下式横穴墓に先行するが、現湧水町域で地下式横穴墓が優越する以外は、両墓制の分布域に差はなく、造墓集団の変化はないであろう。

古代の遺物に関しては、里町遺跡の遺構外出土の須恵器に8世紀代の資料が存在するが⁽²⁴⁾、多くは8世紀末～10世紀頃までの年代に収まることから、菱刈郡建郡が画期となっていることは明らかである。この時期で想起されるのが官道の整備で、えびの市大字栗下所在の草刈田遺跡から古代官道跡と考えられる遺構が検出されたが、8世紀末から9世紀に入ってから施工とされている⁽²⁵⁾。この遺跡は日向国府から肥後国府へ向かう官道のルート上に存在する。大隅－肥後の直結路が菱刈郡域を通過していた可能性は前述した。平安初期に駅伝制の改変や駅伝路の再編成が行われたことが指摘されており⁽²⁶⁾、西海道諸国でも行われていたとすれば、菱刈郡の建郡は官道の施工と関係する可能性がある。岡野古窯跡での須恵器生産や赤色高台を有する黒色土器の菱刈郡を中心とした流通も、官道の整備により可能であろう。

3 菱刈村の浮浪と建郡について

（1）菱刈村の浮浪について

浮浪とは、本貫と居住地の一致が原則であった律令制下で、不法に本貫地を離れ他所にいる状態をいう。長山泰孝氏は、天平8年2月格によって、これまで浮浪人は発見されたい公民にひきもどされていたのが、浮浪人という身分のままで国衙に把握され、これ以後辺境への移住政策が、公民から浮浪人に変化したことを明らかにされた⁽²⁷⁾。

和銅6年に大隅国が成立したことは前述したが、「大宰府言、大隅薩摩両国百姓、建_レ国以来、未_ニ曾班_ニ田。其所_ニ有田悉是墾田。相承爲_ニ田、不_レ願_ニ改動_ニ。（後略）」（『続紀』天平二（730）年三月辛卯条）と、天平2年の段階で国家に口分田として把握されていない田は存在したが、班田は行われていなかった。班田が行われたのは、延暦19（800）年である⁽²⁸⁾。長山氏は「大隅国菱刈村浮浪」とは、律令国家の公民支配のなかに入っていない農民とするが⁽²⁹⁾、その通りであろう。「大隅国菱刈村浮浪九百卅余人言、

欲_ニ建_ニ郡家_ニ」とあり、浮浪人を菱刈村に移した訳ではないので、もともと菱刈村の住民といえる。

中村氏は、延暦4年12月9日官符により、日向国から大隅・薩摩両国へ多数の浮浪人の流入が確かめられることや、大口盆地にみられる馬形・人形土製品をセットにして壺・甕に埋納する習俗が肥後国衙周辺の習俗と類似することから、「大隅国菱刈村浮浪」とは肥後国あたりから流入してきた人々ではないかとする⁽³⁰⁾。里町遺跡出土の産地推定ができた須恵器は、ほぼ熊本県産という指摘もあり⁽³¹⁾、肥後との交通を有するのは確かである。しかし里町遺跡の所在する伊佐市大口里やその近隣からは板石積石棺墓や地下式横穴墓だけではなく蔵骨器も見つかっており、その他の蔵骨器出土・採集地も板石積石棺墓や地下式横穴墓と分布域を異にしておらず、他国から浮浪人の流入があったとは思えない。少なくとも古墳時代からは菱刈郡域に居住している人々であろう。

（2）建郡の目的について

菱刈建郡以前の大隅国の様子がわかるのが、養老4（720）年の隼人の争乱⁽³²⁾と天平12（740）年の藤原広嗣の乱である。

養老4年の隼人の争乱は、翌年が造籍年であることに関係すると考えられる⁽³³⁾。公民は戸籍により政府に把握され、税が課せられた。大隅国の国守殺害に端を発した争乱であったが、『続紀』養老六（722）年夏四月丙戌条「征_ニ討陸奥蝦夷、大隅・薩摩隼人等_ニ將軍已下及有功蝦夷、并譯語人、授_ニ勳位_ニ各有_ニ差_ニ。」と、大隅隼人だけではなく薩摩隼人も征討されており、720年の段階では、大隅・薩摩両国とも造籍に抵抗する隼人は多かったであろう。ただ、政府に協力した隼人もおり、天平8年度の「薩摩国正税帳」には勳位を持つ郡司が記載されているが、彼らは政府側に協力したことにより論功行賞に預かったと思われる。上記の史料には「有功蝦夷」に勳位を授けたとあるが、有功隼人にも授けられたのであろう。政府に抵抗した隼人だが、「酋師面縛、請_ニ命下吏_ニ」⁽³⁴⁾と首長の中には政府側に命乞いした者がいたことがわかる。また、「斬首・獲虜合千四百余人」⁽³⁵⁾と、1400余人が斬首や捕虜となっている。

『続紀』養老七（723）年五月辛巳条に「大隅・薩摩二国隼人等六百廿四人朝貢。」同年五月甲申条に「賜_ニ饗於隼人_ニ。各奏_ニ其風俗歌舞_ニ。酋師卅四人、叙_ニ位賜_ニ祿、各有_ニ差_ニ。」とある。通常の朝貢は薩摩・大隅国の郡司が両国の隼人を引率し、朝貢する隼人の人数も200～300人程度で⁽³⁶⁾、養老7年例は格段

に多い。それは、争乱後であることに関係すると思われる。朝貢する隼人を引率した首長については、34 人の郡司が在地を離れたとは思えないから降服した首長層であろう。養老4年の争乱後の薩摩・大隅国には、政府側に協力し授勲され郡司となった隼人の首長層や、政府に抵抗したが降服して朝貢の隼人を率いた首長層が存在したといえる。

養老4年の争乱以後、隼人が自ら起こした争乱は記録されていないが、藤原広嗣の乱に隼人が関わったことは『続紀』に記録されている。藤原広嗣の乱は、大宰少式であった広嗣が天平12(740)年9月に玄昉や吉備真備の排除を求めて起こした反乱で、隼人をはじめ西海道諸国の軍1万人強を動員したが敗れ、同年11月に処刑されたというものである。広嗣軍にも政府軍にも隼人は参加していた。広嗣軍の隼人は、政府側の隼人の説得に応じてすぐ投降したことから、広嗣が隼人を直接管掌する大宰府の高官だったことから加わったのであり、政府への反乱という積極的意思はなかったとされている⁽³⁷⁾。

政府軍に投降し、広嗣軍の情報を提供した隼人にそのきみたりし贈噺君多理志佐がいる。天平13年の論功行賞で外従五位下が授けられているが、もともと外正六位上を有しており⁽³⁸⁾、郡司だったのであろう。天平15(743)年には朝貢する隼人を引率し、外正五位上を授けられている⁽³⁹⁾。同じく隼人を引率したさきのきみお前君乎佐が外従五位下、さすきのきみやまとくくめ佐須岐君夜麻等久久賣が外正五位下を授かっている。前君乎佐は「天平八年薩摩国正税帳」に薩摩郡の郡司(少領外正七位下勲八等)としてみえる⁽⁴⁰⁾。夜麻等久久賣は天平元年にも朝貢する大隅隼人を引率しており、始羅郡少領外従七位上とある⁽⁴¹⁾。

贈噺君多理志佐がどの郡の郡司かはわからない。「天平八年薩摩国正税帳」には薩摩郡の郡司としてそのあがたぬしま曾県主麻多(主帳外少初位上勲十等)が記載されている。隼人の豪族は本拠地名を姓に冠することが多く、前君は不明だが、佐須岐君は大隅半島南部が本拠地の可能性がある⁽⁴²⁾。郡司は本来、律令前代の国造や地方伴造であったものなど在地の有力者が就任するのだが、大隅国の贈於郡を本拠地とすると思われる曾県主が薩摩郡の郡司に就任しているのは、律令前代に国造制や伴造一部民制の対象外であった薩摩・大隅国では、論功行賞で郡司に任官される例も多く、必ずしも本拠地の郡司に任命されとは限らなかったであろう。

養老4年の争乱後の薩摩・大隅国には、政府側に協力し授勲され郡司となった隼人の首長層や、政府

に抵抗したが降服して朝貢の隼人を率いた首長層が存在した可能性を考えたが、菱刈郡域で火葬・蔵骨器という墓制を採用しているのは、このような郡司候補となるような層なのではないか。

1章で菱刈郡は贈於郡から分立したと指摘したが、贈於郡での有力者は贈噺君や曾県主といった「ソ」の地名を姓に冠した首長であろう。その他にも郡司候補となるような首長が存在し、権力が錯綜していたと思われる。菱刈郡域の首長はそれと対抗し、律令政府と結びつくことで優位にたち、在地支配を行おうとしたのではないか。

また、藤原広嗣の乱以降隼人が争乱に関わったことは記録されておらず、薩摩・大隅国内で班田が行われるまで隼人は都への朝貢を続けていた。朝貢する隼人を引率しているのが郡司であることを考えると、朝貢の維持を必要とする政府にとって、郡や郡司の存在は重要であったといえよう。政府にとっての目的は円滑な朝貢の維持にあったと考える。

おわりに

本稿で述べたことをまとめると、①古墳時代の菱刈郡域はえびの市周辺や北薩地方と交通を有していた。②菱刈郡域の古代の発掘・採集資料は、多くが8世紀末から10世紀内に収まっており、建郡が画期となった。③平安初期は駅伝路の再編成が行われた時期で、建郡は官道の施工と関係すると思われる。④建郡を申請した浮浪人は、少なくとも古墳時代からは菱刈郡域に居住していた人々である。⑤菱刈郡分立以前の贈於郡には、郡司候補となるような首長が何人も存在して権力が錯綜しており、律令政府に結びつくことで円滑に在地支配を行おうとした。⑥都への隼人の朝貢における郡や郡司の役割は大きく、隼人の朝貢の維持が政府にとっては建郡の目的の一つであった。

以上である。建郡の目的を交通路とする指摘は、すでに先学により行われており⁽⁴³⁾、それを補強したにすぎない。隼人の朝貢やそれにおける郡司の役割は、それ自体で一つのテーマになりうる問題であるが、今後の課題として擱筆したい。

註

- (1)『続紀』天平勝宝七年五月丁丑条「大隅国菱刈村浮浪九百卅余人言、欲_レ建_二郡家_一、詔許_レ之。」
- (2)中村明蔵「隼人農耕論(1)」(『熊襲・隼人の

- 社会史研究』名著出版，1986 年。初出は『隼人文化』第 4 号，1978 年），永山修一「天平勝宝 7 年菱刈建郡記事の周辺」（『隼人文化』第 10 号，1982 年），本蔵久三「菱刈郡の建郡（天平勝宝 7 年 5 月）と岡野須恵器古窯跡群（菱刈町）考」（『鹿児島考古』第 24 号，1990 年），上村俊洋「大隅国成立と菱刈郡設置」（菱刈町郷土誌編纂委員会編『菱刈町郷土誌 改訂版』菱刈町，2007 年）
- (3) 平田信芳「菱刈郡の境域」（『隼人文化』第 6 号，1979 年）。上村，註 2 に同じ。
- (4) 『続紀』和銅六年四月乙未条，「割_二日向国肝_一坏・贈_二於・大隅・始羅四郡_一，始置_二大隅国_一。」
- (5) 平田，註 3 に同じ。
- (6) 上村，註 2 に同じ。
- (7) 中村，註 2 に同じ。
- (8) 橋本達也「古墳以外の墓制による古墳時代墓制の研究」（橋本達也・藤井大祐『古墳以外の墓制による古墳時代墓制の研究』鹿児島大学総合研究博物館，2007 年）
- (9) 東 憲章「地下式横穴墓の成立と展開」（九州前方後円墳研究会編『第 4 回 九州前方後円墳研究会資料集—九州の横穴墓と地下式横穴墓—（第 1 分冊）』九州前方後円墳研究会，2001 年）
- (10) 樋渡将太郎「薩摩・大隅の地下式横穴墓」（註 9 に同じ）
- (11) 上村俊雄「古墳時代の概説」（鹿児島県教育委員会編『先史・古代の鹿児島（通史編）』鹿児島県教育委員会，2006 年）
- (12) 「大住古墳群（伊佐市指定文化財）」（『伊佐市ふるさと散歩』伊佐市教育委員会，2024 年）
- (13) 註 8 文献，例言
- (14) 松田朝由・上床真・松尾勉・長野眞一・野間口勇「鹿児島県内の蔵骨器について」（『鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書 90 財部城ヶ尾遺跡』鹿児島県立埋蔵文化財センター，2005 年）
- (15) 『仏教文化の伝来—薩摩国分寺への道』（鹿児島県歴史資料センター黎明館，1990 年）
- (16) 竹森友子「鹿児島県内出土の土馬について」（『黎明館調査研究報告』第 36 集，2024 年）
- (17) 黒川忠広 a「赤色高台を有する黒色土器」（『大河』第 8 号，2006 年） b「赤色高台を有する黒色土器について」（隼人文化研究会 2017 年 3 月 11 日レジュメ）
- (18) 『鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書（191）里町遺跡』鹿児島県立埋蔵文化財センター，2017 年）
- (19) 『菱刈町埋蔵文化財発掘調査報告書（6）寺山遺跡・年ノ宮遺跡』（菱刈町教育委員会，1991 年）
- (20) 八尋和泉「九州の飛鳥・奈良時代の仏像—九州仏像彫刻史の一節として—」（九州歴史資料館編『九州古文化論叢 上巻』吉川弘文館，1983 年）
- (21) 竹森友子「吹上町田尻の金銅菩薩立像の伝来について」（『黎明館調査研究報告』第 33 集，2021 年）
- (22) 新里貴之「古代～中世の菱刈」（上村，註 2 文献に同じ）
- (23) (24) 註 18 に同じ。
- (25) 『えびの市埋蔵文化財調査報告書 第 39 集 草刈田遺跡』（えびの市教育委員会，2004 年）
- (26) 木下 良「日本の古代道路」（古代交通研究会編『日本古代道路事典』八木書店，2004 年）
- (27) 長山泰孝「奈良時代の浮浪と京畿計帳」（『律令負担体系の研究』塙書房，1976 年）
- (28) 『類聚国史』延暦十九（800）年十二月辛未条
- (29) 註 27 参照。永山氏も同意見である（註 2 参照）
- (30) 中村，前掲註 2 に同じ。
- (31) 註 18 に同じ。
- (32) 「大宰府奏言，隼人反，殺_二大隅国守陽侯史麻呂_一。」（『続紀』養老四年二月壬子条）
- (33) 中村明蔵「隼人の反乱をめぐる諸問題」（『隼人の研究』学生社，1977 年）・井上辰雄「隼人の叛乱」（『隼人と大和政権』学生社，1974 年）
- (34) 『続紀』養老四年六月戊戌条
- (35) 「征隼人副將軍從五位下笠朝臣御室，從五位下巨勢朝臣真人等還帰。斬首・獲虜合千四百余人。」（『続紀』養老五年七月壬子条）
- (36) 『続紀』和銅二（709）年十月戊申条，天平七（735）年秋七月己卯，神護景雲三（769）年十一月庚寅条など。
- (37) 井上，註 33 に同じ。
- (38) 『続紀』天平十三年閏三月乙卯条
- (39) 『続紀』天平十五年七月庚子条
- (40) 「薩摩国正税帳」（林 陸朗・鈴木靖民編『天平諸国正税帳』現代思潮社，1985 年）
- (41) 『続紀』天平元年七月辛亥条
- (42) 禰寝院南俣に作志木があり（『平安遺文』2550 号），禰寝院南俣は根占・田代・佐多町に比定されている（『鹿児島県の地名』平凡社，1998 年）
- (43) 註 2，本蔵論文
- （たけもり ともこ 本館学芸課調査資料編集員）